

総合教育会議

令和5年2月27日



近江湖南のサンヤレ踊りの ユネスコ無形文化遺産登録と 今後の継承について



歴史文化財課

①

1. サンヤレ踊りとは(1)

○「草津のサンヤレ踊り」

草津市域の7地域

矢倉・下笠・片岡・長束・志那・吉田・志那中 に伝承

○踊りに伴う囃子(楽曲)に「サンヤレ サンヤレ」の詞。

○室町後期の「風流踊*」の系譜を引く。

*「華やか」「人目を惹く」の精神を体現。

歌・笛・太鼓・鉦の囃子で踊る

○本来、疫病退散を願う。村中を練り歩き悪霊を退散させる。

○農村儀礼として行われ、五穀豊穡を祈るように。



②

1. サンヤレ踊りとは(2)

【共通点】

歌「サンヤレサンヤレ」・笛・太鼓・鉦の
囃子で踊る。



【地域の特色】

- ・矢倉 「居住組」が伝承。大人は袴。リズムカルな囃子。
- ・下笠 総勢多く、役者の衣装も豪華。多くの巡行先で踊る。
- ・片岡 青年はシンプルな法被。太鼓打ちの**子供は柄物衣装**。
- ・長束 町内が小規模ゆえ総出で対応。かつては獅子頭が登場。
- ・志那 青年層が中心。白い法被の袖裏に豪華な絵柄がある。
- ・吉田 役者は青年層による。三大神社の藤との共演の時季。
- ・志那中 所望でのテンポアップも見どころ。兜の武者も巡行。

③

2. ユネスコ無形文化遺産への登録について(1)

○登録までの経過

平成5年11月

「草津のサンヤレ踊り」が、**国選択無形民俗文化財**に。

平成30年5月

「草津のサンヤレ踊り」が、**日本遺産(琵琶湖とその水辺景観)**に。

令和 2年 2月

「近江湖南のサンヤレ踊り」として**国重要無形民俗文化財**に。



令和 4年11月

「近江湖南のサンヤレ踊り」ほか
全国の41件が、「風流踊」として
ユネスコ無形文化遺産に登録



④

2. ユネスコ無形文化遺産への登録について(2)

○**世界遺産**は、「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(1972年) **=有形のもの(文化遺産と自然遺産)**

日本では、

「姫路城」「古都京都の文化財」「百舌鳥・古市古墳群」など

○**ユネスコ**(国際連合教育科学文化機関)**無形文化遺産**は...

グローバル化(国境を越えた活動の活発化)や社会の変容により無形文化遺産が衰退し消滅することへの脅威。

⇒「**無形文化遺産の保護**に関する条約」(2003年)

対象は、芸能・慣習・儀式・伝統工芸技術など

日本では、

「能楽」「和食」「来訪神」「木造建築の技*」など



地域コミュニティ
が重要
(ユネスコ)

⑤

3. 現状と課題(1)

○後継者不足

指導者の高齢化

役者(小中学生・高校生)は部活・受験



【各地域の現状と対策】(別紙資料の要約)

- ・矢倉 「居住組」を**親類に拡大**。小学校へ出前公演。
- ・下笠 各町への割り当てで役者選出に苦心。小学校へ出前公演。
- ・片岡 中学生が多忙なため、役者の**年齢を小5以上に下げた**。
- ・長束 小さな町内ゆえ、**転入世帯に参加要請の声かけ**。
- ・志那 積極的に**世帯を回り**気運醸成。近畿地区大会への出演。
- ・吉田 保護者への説得。**経験した保護者**は子供を参加させる。
- ・志那中 子供会と協議し**小学生を参加対象に**。部活欠席交渉も。

⑥

3. 現状と課題(2) ～保存と活用に向けて～



○保存と活用に向けた気運の醸成

「風流踊」へのユネスコの評価

- ・年齢や性別に関係なく、**地域社会への帰属意識を高め、結束力を高める**効果がある。(社会的効果)
- ・地域文化を継承する人々の**モチベーション維持**に寄与。

○無形文化遺産の変容～誰でも後継者になれるのか～

社会情勢によって**変容する無形文化遺産**の「保護」とは

- ・後継者の条件・・・文化財としての明確な取り決めはなし。
- ・外部からの参加など柔軟な事例もある。

見学者⇒モチベーション
(好循環へ)

○無形文化遺産の活用

存続＝地域づくり・誇り 市民への啓発 学校での教育 観光活用

⑦

➡ **保存継承・活用に向け、行政や地域(保存会)がとるべき方策とは。**

[参考] 全国の風流踊

